

兵庫県と(一社)兵庫県電業協会及び(一社)兵庫県空調衛生工業協会との行政懇談会結果

1 日 時	平成26年7月29日(火) 10時30分～12時00分	
2 場 所	ひょうご女性交流館 501号会議室	
3 出席者	兵庫県県土整備部	
	県土企画局長	山田 聖一
	住宅建築局長	小南 正雄
	県土企画局総務課建設業室長	林 雅彦
	建設業室建設業班長	倉橋 勝也
	契約管理課長	高島 利文
	契約管理課副課長	大住 耕一
	契約管理課入札制度班長	野竿 拓哉
	技術企画課副課長	宮永 和幸
	住宅建築局設備課長	因 洋一
	設備課副課長	古結 丈司
	営繕課副課長兼設備課副課長	井上 英幸
	設備課設備技術・企画班長	城嶽 芳朗
	設備課主任技術専門員	古川 詞朗
	設備課主査	藤原 京子
	一般社団法人兵庫県電業協会	
	会 長	平井 伸幸
	副 会 長	小山 恵生
	副 会 長	前田 潮
	副 会 長	山口 節夫
	理 事 (総務委員長)	合田 吉伸
	理 事 (技術・安全委員長)	大川康太郎
	理 事 (経営委員長)	小坂 佳秀
	理 事	立山 欽司
	専務理事	北野 信雄
	一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会	
	会 長	神田 武
	副 会 長	山口 敬三
	副 会 長	原田 高幸
	理 事 (総務委員長)	橋本 白民
	理 事 (技術委員長)	平岡 秀文
	理 事 (広報委員長)	高井 豊司
	理 事 (経営開発副委員長)	西尾 強
	専務理事	八木 俊明

○ 山田 聖一 県土企画局長 開会あいさつ（要旨）

本日は、行政懇談会にご出席いただき、ありがとうございます。
(一社)兵庫県電業協会、(一社)兵庫県空調衛生工業協会の役員の皆様方には、県有施設の設備工事を通して、平素より県政の推進、とりわけ元気で安全・安心なまちづくりの推進に格別のご協力を賜わり、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、震災復興事業、国土強靱化事業、緊急経済対策と、これに呼応した県の補正予算など、建設投資も23年度を底にして上向きとなり、徐々に明るい兆しも出てきたと感じております。

一方で、優秀な技能を持った職人、技能工の方で、若い入職者が業界全般で減少していることが顕著になり、高齢化が進んでいることが課題になっています。

県では、公共工事の品質確保、発注を通じた地域建設業の担い手確保も含め、総合評価落札方式の拡大、社会保険制度への加入義務づけ等に取り組んでいます。

また、本年度は、電業協会、空調衛生工業協会の各会長にもご参画いただき、「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」を立ち上げ、ようやく、官民連携した施策推進の取り組みが始まったところです。

7月25日には、国の地域人づくり事業を活用して、若年未就業者を期間雇用し、集団訓練や研修を実施することにより、正規雇用に結びつける「建設業若年者入職促進・人材育成事業」の公募を行っており、是非、両協会においてもご参画頂きたいと考えています。

このように、県でも環境の改善に取り組んでいるところですので、ご協力をお願いします。

本日は、相互理解のため、忌憚のない意見交換をお願いしたいので、よろしくお願いいたします。

○ 主要事業説明

- (1) 一般社団法人兵庫県電業協会事業計画の概要について、平井会長から説明を行いました。(内容省略)
- (2) 一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会事業計画の概要について、神田会長から説明を行いました。
(内容省略)
- (3) 兵庫県県土整備部住宅建築局設備課の所管事業のうち、平成26年度建設工事発注見通し(一覧表)について古結設備課副課長から説明が行われました。

○ 懇談会議題（意見交換）

1 節電・省エネ・防災対策に繋がる設備予算の確保について

東日本大震災による原子力発電事故の影響等により、国内の原子力発電所が停止し、今後、厳しい電力需給ギャップの発生が予想されています。

県では、節電・省エネ・防災対策が喫緊の課題とし、節電目標の達成に向け総合的な対策を実施することとし、県施設の適正冷房、卓上型LED照明の導入、防災にも配慮した県施設省エネ改修等に取り組みられています。

一方、電業及び空調衛生工事業界は、快適な居住空間と、工場などの生産活動に不可欠な施設を提供する使命を果たす一方で、設備の設計、施工、運転・管理から設備の廃棄に至る活動を通じて、化石エネルギーの消費、温室効果ガスの排出、石綿含有物の発生及びフロンガスの放出などを削減又は防止するという大きな社会的使命を負っていると考えています。

このため、県のこのような先見性を持った取り組みに感謝しているところでありますが、引き続き、電力不足や、環境、防災への不安等に陥ることなく、県民が安心して暮らせるよう、計画的な環境対策に繋がる設備予算の確保をお願いいたします。

特に、節電・省エネ・防災対策として、学校などの公共施設のトイレの洋式便器への転換とともに、洗面所・トイレなどへの節水型機器の導入や蓄電池付太陽光発電設備導入の推進をお願いします。

回 答 **設備課**

本県は、温室効果ガス排出量を削減するため、県施設の省エネ化改修事業を計画的に実施しており、今後も、県施設の新築・改築時に合わせて照明器具の H f 化や LED 化及び節水型機器や太陽光発電設備の積極的な導入を進めていきます。

トイレの洋式便器への転換については、県立高等学校では平成 21 年度普通教室棟各階の男女各 1 台を洋式化し、その後は学校要望等を踏まえトイレの改修時に合わせて、洋式化を進めています。

特別支援学校及び庁舎・病院・警察等施設については、新築・改築時に原則としてトイレを洋式化しています。

蓄電池付太陽光発電設備の導入については、防災時の避難所用電源として県立学校において昨年度は 7 校整備し、本年度も 7 校の整備を予定しており、今後についても順次計画的に整備を進める予定です。

2 入札制度の更なる改善要望について

(1) 入札制度のあり方について

県におかれては、一層の安全・安心の地域づくりに向け、社会資本の整備に積極的に取り組み、また入札参加要件の一つである技術・社会貢献評価点数についても、業界のご意見をお聴きいただき大幅な見直しをいただくなど感謝しております。

そこで、両協会の会員企業の能力を一層活用していただく意味からも、入札制度に係る下記の点についてご検討いただきますようお願いいたします。

① 「予定価格」及び「最低制限価格」の設定について

公共工事の設計に当たっては、公共工事設計労務費調査の状況が反映されていると考えますが、近畿 7 府県の中でも兵庫県はなお低水準の状態（26 年 2 月で、配管工は 17,900 円で最低、電工は 18,400 円で第 5 位）にあります。

そのような中、予定価格及び最低制限価格の設定のあり方については、業界の大きな関心事ですが、公共工事における適正な水準での利益を確保し、経営の安定化を図る上で、なお一層改善していただくことは考えられないでしょうか。

回 答 契約管理課、技術企画課

本県の最低制限価格等の算定式は、ダンピング受注の防止や契約価格の適正化を図るため、最新の中央公契連モデル式を適用しています。昨年の7月にも更新いたしました。今後とも、入札状況を見極めながら、より適正な入札・契約制度となるように努めていきます。

また、兵庫県の公共工事設計労務単価については、「公共事業労務費調査」に基づき、兵庫県の賃金支払い実態をもとに設定された単価を採用しています。配管工や電工等の労務単価については、平成25年4月に引き続き、平成26年2月に単価改正を実施した結果、平成24年度当初と比べると配管工は約15%、電工は約12%単価を引き上げています。

さらに、資材単価については、毎月市場価格を調査するとともに、価格に一定の変動が認められた場合には単価改正を行い、実勢に見合う単価を使用しています。

公共工事の予定価格の設定にあたっては、今後とも、市場実態を反映した設計単価等を使用するとともに、品確法等の改正を踏まえた国等の動向も注視しながら、適切に対応していきます。

関連意見

労務単価が上がっていることは確かだが、実際にはあまり反映されていないのではないかとこの意見もあります。

土木の場合は該当しないだろうが、建築の場合、全体の予算の中で、労務単価が表向き上がっても、建築一式の見積もりの中で、機器類の価格を下げて予算に合うようにしている例も多いと聞いています。このため、結局の所、労務費が影響を受け、実際のところ単価の改正が、あまり反映されない面もあり、行政の方から設計事務所等に指導してもらいたいと考えています。

回 答 設備課

設計事務所に全面的に任せていると、そういうことも起こりうると思います。県の発注では、金入は県が行うので、予算の範囲におさまらない場合は、設計のやり直し等を行っています。

今後とも、このようなことが起こらないよう設計事務所を指導していきます。

②技術評価数値付与の見直しについて

技術評価数値のうち、工事成績については、その評価点数の付与の期限が5年間とされています。会員各社は、より高い平均工事成績点の獲得をめざし、施工の品質確保には大きな努力を積み重ねていますが、5年の期限を延長するような見直しができるのでしょうか。

回 答 契約管理課

県の工事発注については、平成18年当時は、年間3,500~4,000件あったが、現在では2,500件と6~7割程度に減少しています。そこで、技術評価数値の一項目である工事成績については、

発注量等を踏まえ、評価の対象とする年数について、現在、拡大の方向で見直しを検討しています。

できれば、来年7月分から現行5年を8年にすることを前提に、評価年数を段階的に延長していきたいと考えています。

③制限付き一般競争入札における本店等所在地規制のあり方について

入札の参加条件として、主たる営業所の所在地により入札に参加できる県民局のエリアが規制されます。例えば、明石市の工事は淡路市からは参加できるが、神戸市からは参加できないようになっています。そこで、各地域における発注物件の件数を一つの基準として入札参加できるエリアを設定するような方式は考えられないでしょうか。

回答 契約管理課

工事の地域的な発注見通しについては、流動的であり年間見通しを立てることは難しい。

制限付き一般競争入札では、応札可能業者が原則20者以上となるよう地域要件を設定しています。当該入札方式の導入に当たり、各県民局の地域要件の設定について登録業者数等それぞれの地域事情・背景を踏まえ、従来の指名競争入札の枠組みに大幅な変動が生じないよう配慮してきた経緯があることから、その取扱いの変更については慎重に対応する必要があることをご理解願います。

④耐震補強工事における分離発注の採用について

県有施設の耐震補強工事においては、県において当該計画に基づき精力的に推進されていますが、その進捗率についてご教示をお願いします。また、県における耐震補強工事は建築一括方式がとられています。計画の残りの、今後の耐震補強工事においては、分離発注方式の採用を検討していただけないでしょうか。

回答 設備課

県有施設の耐震補強工事については、平成30年度までの耐震化率の目標値を定め、計画的に進めており、「安全元気ふるさとひょうご実現プログラム」（平成24年12月策定）の平成25年度取組状況報告に計画と進捗状況が示されています。

(1) 学校の耐震化

平成25年度までに事業予算化されている施設の耐震化率は87%、137校となっています。平成27年度末までに95%、149校、平成30年度末までに100%、156校を目標に進めています。

(2) 警察署の耐震化

平成25年度末までに事業予算化されている警察署の耐震化率は93%、54施設となっています。平成27年度末までに95%、55施設、平成30年度末までに98%、57施設以上を目標に進めています。

(3) 庁舎等の耐震化

被災者の救護・避難所としての機能を担う庁舎等の耐震化率については、平成 25 年度末で 91%、171 施設となっています。平成 27 年度末までに 94%、177 施設、平成 30 年度までに 98%、185 施設を目標に進めています。

分離発注については、県では耐震補強工事においても、原則分離発注しています。ただし、少額の設備工事については、耐震補強工事の工期が長期間となり、現場代理人の常駐が経営的にも影響があるのではないかと推測されるため、建築一括発注としています。

なお、県立学校の耐震補強工事については、平成 20 年度頃から、構造体の補強、外壁等改修、屋上防水等に絡む箇所の設備工事のみとし、室内リニューアル等の一般改修は原則として実施していません。そのため、ほとんどの物件の設備工事は少額工事となり、建築一括発注となっているのが現状です。

先ほどの「平成 26 年度建設工事発注見通し」で説明しました、警察署、文化会館、庁舎などは、設備工事が高額となるので、原則分離発注を予定しています。

今後も、耐震補強工事で少額工事以外の設備工事については、原則として分離発注方式を継続します。

(2) インターンシップ受入企業に対するインセンティブを付与した「入札参加条件」の設定について

電業協会は社会貢献活動の一つとして、県高等学校教育研究会工業部会電気系部会からの要請を受け工業高校電気系学科の生徒のインターンシップを実施し、平成 12 年度から 25 年度までの間、延べ 531 名受け入れ、受入会員数も延べ 264 社にのぼっています。生徒が企業の施工現場等において就業体験実習を行い、貴重な教育活動の一環として学校からの期待や生徒からの希望も大きく、インターンシップの役割が年々大きなものになってきております。

そこで、次のような受入企業へのインセンティブ付与が考えられないでしょうか、提案します。

(提案)

県下高校施設を含め、電気単独発注件名がある時は、現行の社会貢献点数や複数の県民局管内を対象にした事前条件が設定されているが、この条件とは別に「インターンシップを受け入れた企業であること」を入札参加条件に付記する。

(備考) [発注件名の例]

- ・太陽光発電設備の設置工事
- ・LED化等電気機器設備の省エネルギー化工事
- ・電気幹線等改修工事
- ・非常用発電機設置工事

全て、高等学校の施設に係る電気工事

なお、第3四半期に県立御影高校等 10 校の太陽光発電設備工事の制限付き一般競争入札が予定されています。例えばこれら工事は、これまではBランクが対象ですが、Aランクであってもインターンシップを受け入れている企業の入札参加を認めるということが考えられないでしょうか。

回 答 契約管理課

本県では、建設業の後継者育成に取り組んでいる企業を応援して若手入職者の育成を図るため、県内工業高校等が行う「高校生就業体験事業」は、建設業への就業を促進する有効な取り組みであることから、受入れ協力いただいた企業に、技術・社会貢献評価点として、通常より高めの8点を付与しているところです。

しかしながら、インターンシップ参加の有無を、直接、入札参加条件とすることについては、学校の立地条件やカリキュラム構成等により、受入れることのできる業者に偏りがあり、また、地方自治法により、①破産者や入札を妨害した者等を入札から排除する場合と、②業務執行能力を求められる場合とされており、インターンシップへの協力を一般的な入札条件として定めることは法的にもなじまないと考えます。

3 社会保険等未加入問題について

社会保険未加入対策につきましては、必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するためには必要なこととして業界挙げて取り組んでいます。

平成24年度以降、国、県の総合的な対策が進捗しており、平成29年度から社会保険の未加入者が現場に入場できなくなるとも聞いています。

このような中、平成26年5月16日付けで、国土交通省より「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」と題した文書が発出されています。

その中で、平成26年8月1日以降に入札公告等を行う国土交通省発注工事において、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組を実施することが示され、受注者に対する制裁金を請求する場合があるということも盛り込まれています。

更にその文書では、各都道府県、政令指定都市に対しては、国の対策を参考に同様の取組の検討を進めていただくよう通知したということが明記されているところですが、県としての今後の対応等について見解をお聴かせ願います。

回 答 契約管理課

国では、社会保険未加入対策を促進するため、登録要件と入札参加条件の両面での対策が進められています。

本県では、社会保険への加入を平成28年度入札参加資格者名簿(申請時期：平成28年2月頃、登録時期：平成28年7月)の登録要件とすることについて、国に先行して、既に公表済みです。

国は、来年から登録要件とするとともに、この8月から入札参加条件化することとしています。あまりにも性急でかつ厳しすぎるとの感もあり、本県としては、今後の国、他府県等の対応を注視してまいります。

関連意見

- ・社会保険未加入問題は、建設業界では遅れています。他の業界では、もっと手続きなどが徹底されているようですが、建設業界では、元請け、下請け、孫請けなど、いわば寄せ集めのような形になり、なかなか徹底が難しいところがあります。
きちんとした産業にするためにも、引き続き、行政の必要な指導をお願いします。業界としても、努力していきます。
- ・公共と異なり、民間の場合、なかなか徹底されていない。見積もりに追加して提出するという作業が始まりましたが、いっこうに進んでいないと思います。社会保険は一式の契約に含むものとするという注文書が出てきて終わり、行政の方から、例えば建設業協会などの意見交換の場で、ご指導していただければありがたい。
- ・消費税のように、別枠扱いで一律プラスして積算できれば良いのですが、今後厳しい対策が行われると、特に2次下請以降では対応が難しくなります。廃業が多くなり、技能者が少ないという状況が、さらに進むのではないかと心配です。

4 近畿の業界団体と連携した広域防災の取り組みについて

電業協会においては、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山及び兵庫の6つの協会で、会長連絡協議会を組織し、平素から広域的な問題等について連携を深めています。

その一つとして、平成21年10月には6電業間で「災害時における相互応援協定書」を締結し、他府県の応援を必要とする災害が発生した時には、応急対策に必要な人員の派遣等の応援を行うことを申し合わせています。また、この9月には6電業で協働の防災訓練も予定しています。

一方、関西広域連合においては、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害への対応を念頭に、関西防災・減災プランを策定され、その中には災害への対応として応援・受援シナリオも想定されています。

こういった事情を勘案した時に、現在県と電業協会の間で締結している「災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定」に、何らかの形で近畿6電業協会の取り組みを組み込む、或いは反映させるようなことも考えられるのではないかと考えられますが、県のご意見をお聴きします。

なお、空調衛生工業協会でも、大阪を含む6府県で構成する（一社）日本空調衛生工事業協会近畿支部会長会議等において緊密に情報交換を行っています。防災については、各府県団体と行政の間で防災協定が整っていない団体もあり、足並みがそろっていない状況にありますが、今後、このような広域防災の取り組みについて、精力的に各団体に働きかけることとしています。

回答 設備課

県では「災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定」を、（一社）兵庫県電業協会と（一社）兵庫県空調衛生工業協会との間で、平成18年12月に締結しています。また、21年10月には、6府県の電業協会が「災害時等における相互応援に関する協定書」を締結されており、このような前向きな取り組みには感謝していますが、関西広域連合との連携については、今後の課題と考えています。

災害時、本県からの要請に基づいた災害対応が兵庫県電業協会のみでは、困難と判断される場合は、本県協会会員の下請業者として他府県電業協会に協力依頼するなど、現在の相互応援協定を最大限活用していただき、公的施設の設備復旧がより早く、スムーズに実施できるようお願いします。

5 建設業就業者を増やすための取り組みについて

(1) 若年層の入職促進の取り組み

建設業が若者から敬遠される原因として3K職だからと言われてはいますが、果たしてそれだけでしょうか。受け入れ側の環境（賃金、教育施設、PR不足等）に問題があるのではないのでしょうか。根本的な改善が必要と考えられますが、中小零細企業が多い設備業者単体では限界があるので、行政と業界が一体となった大改革が必要と考えます。

その取り組みの一例として、空調衛生工業協会では、兵庫県下に空気調和・設備工業関連の学科がなくなってから、次第にインターンシップ受け入れの要請も少なくなり、工業高校等との連携の場が少なくなっている状況でしたが、本年参加させていただいた「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」の協議の中で調整していただき、県工業高校校長会の校長先生からインターンシップの受け入れ要請を受けました。若年層に当業界をアピールし後継者を確保・育成するための良い機会だと考えています。

については、今後とも、このような行政と業界が一体となった若年層入職促進の各般の取り組みを進めていただくようお願いいたします。

回 答 建設業室

兵庫県空調衛生工業協会、兵庫県電業協会の両会長に参画いただいている「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」において、官民一体となって、建設業のイメージアップや若年入職者の確保等に向けた取組を始めています。

また、現在、同協議会に設けた担当者会議において、今年度の事業計画（案）の作成について議論いただいているところであり、連携・協力体制の強化に向けた取組方策の積極的な提案など、さらなるご協力をお願いいたします。

また、冒頭の山田県土企画局長のあいさつにもあったように、先週金曜日から9月の半ばまで、国の地域人づくり事業を活用して、若年未就業者を期間雇用し、集団訓練や研修を実施することにより、正規雇用に結びつける「建設業若年者入職促進・人材育成事業」の公募を行っていますので、是非、ご応募願います。さらに、今回の結果を踏まえ、本年後半にもこの事業の公募を検討しています。

(2) 若年層、女性層に対する顕彰制度の創設

建設業界の就労者については、長時間労働、夜間勤務などの過酷な労働条件にもかかわらず、賃金が他産業に比して低水準で推移し、新規入職者が減少しているために、今後、50歳以上の者が大きな割合を占めたまま就業者数が減少していくと予想され、技術・技能の継承が大きな課題となっています。

このため、業界として、労働環境、給与水準、労働条件等の改善を目指すとともに、現場で覚える

OJTの機会や仕事に対するモチベーションの確保に努め、基幹技能者の講習を適宜受講させるとともに、各企業での優秀な技術者・技能者に対し、高度な資格取得や創意工夫に対する表彰制度の拡充や待遇の改善など「やる気とやりがい」を喚起させ、優秀な技術者・技能者として定着させるような制度を進める必要があると考えています。

一方、国におきましても、若手や女性の技術者・技能者に対して顕彰制度を検討されていると聞いております。

県におかれても「優秀施工者賞」などで技術者・技能者の顕彰制度を実施されておりますが、加えて若手や女性の技術者・技能者を評価し、モラルの向上を図れるような顕彰制度の拡充をお願いします。

回答 建設業室

平成26年6月26日の国の建設産業活性化会議中間とりまとめにおいて、官民一体となって取り組むべき具体的施策として、「若年技能者を対象とする新たな顕彰制度を創設」、「女性熟練技能者の表彰」が掲げられています。

国では、「若年技能者を対象とする新たな顕彰制度を創設」については、平成27年度から、「マスター」になっていく青年技能者に対する顕彰として「建設ジュニアマスター」を設けることとしています。「女性熟練技能者の表彰」については、現行の建設マスターにおいて、今年度から女性推薦枠を追加しており、各推薦団体の推薦可能人数を超えて別枠（上限なし）で推薦を認め、顕彰することです。

兵庫県においても、知事表彰として「優秀施工者賞」を設けていますが、技術者等の士気向上を図り、もって若年者の入職促進、人材の育成を図る見地からも、若年者又は女性の技術者等の顕彰制度の見直しについて、国の制度等を参考に検討できればと考えています。

また、こうした顕彰制度のあり方について、「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」での取組の一つとして行うことができないか、協議いただくのも良いのではないかと考えております。

関連意見

技能者、技術者のどちらが不足しているかというのは、地域によって異なっています。

電業協会のインターンシップでは、基本的には技術者を指向する生徒たちです。技能については下請企業を活用することになります。

一方、但馬では、技術者、技能工とも自前で確保しなければならないので、両方必要です。一人の人間が技術、技能とも資格を取って、適宜、両方の仕事ができないかとも考えています。いずれにしても人材を育てるのが難しい。

回答 建設業室

「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」において、実態調査を考えているので協議願います。

○ 小南 正雄 住宅建築局長 閉会あいさつ（要旨）

本日は、電業協会及び空調衛生工業協会の皆さんと、いろんな情報や意見の交換をさせていただき、ありがとうございました。

今回の議題では、まず、労務単価を含めて、入札、発注関係の課題等をいただきました。

これまでも、できる事から対応してきましたが、今後も、出来ることは対応していきたいと考えています。

次に、人の問題では、新規就業者の定着を含め、人手不足は深刻であり、県においても技術職の確保は困難となっており、毎年、学校訪問して受験の掘り起こしを実施する状況が続いています。

社会保険については、果敢な対策を講じることも考えられますが、伝統ある産業だけに国や他府県の動向も注視しながら慎重に対応していきたいと考えています。

広域防災対策については、現在県と両協会が締結している災害応援協定等を最大限活用し、共通の認識を持ちつつ、危機管理体制の構築に努めていきたいと考えていますので、今後ともご協力をお願いします。

今回は、12月に意見交換会を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。